生駒市条例第29号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「これらを「施設」」を「単に「体育施設」」に改める。

第3条の2から第3条の5までの規定中「施設」を「体育施設」に改める。

第4条第1項中「施設(附属設備を含む。以下同じ。)」を「体育施設」に改める。

第5条及び第6条中「施設」を「体育施設」に改める。

第7条中「、使用」を「、体育施設の使用」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第3のとおりとする。

第9条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第10条を次のように改める。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。

第11条中「施設」を「体育施設」に改める。

第12条中「、使用」を「、体育施設の使用」に改める。

第13条から第15条までの規定中「施設」を「体育施設」に改める。 第16条を次のように改める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項の うち、使用料に関する事項については規則で、それ以外の事項については教 育委員会規則で定める。

別表第1中「体育施設」を削り、同表の(1)の表中「及び武道館」を削り、同表生駒市武道館の項を削り、別表第1の(3)の表を別表第1の(4)の表とし、別表第1の(2)の表を別表第1の(3)の表とし、別表第1の(1)の表の次に次の1表を加える。

(2) 武道館

名称	位 置
生駒市武道館	生駒市門前町9番20号

別表第2中「公園体育施設」を削る。

別表第3の1の表から別表第3の3の表までを次のように改める。

1 体育館

			(午前)	(午後)	(夕方)	(夜間)
区 分		9:00~	12:00~	15:00~	18:00∼	
			12:00	15:00	18:00	21:00
生駒市北大	アマチュアス	ポーツ	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
和体育館 生駒市小平	アマチュアス 外(集会、講	-	8,250 円	8,250 円	8,250 円	8,250 円
尾南体育館 生駒市井出山体育館	指定管理者 要があると認 使用の場合		30,250 円	30,250 円	30,250 円	30,250 円
	会議室		500 円	500 円	500 円	500 円
生駒市市民 体育館	アマチュア	体育室全面	3,600 円	3,600 円	3,600 円	3,600 円
生駒市総合公園体育館	スポーツ	体育室	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
	アマチュアス 外(集会、講	-	16,500 円	16,500 円	16,500 円	16,500 円

	指定管理者が特に必 要があると認める営利 使用の場合	60,500 円	60,500 円	60,500 円	60,500円
	会議室	500 円	500 円	500 円	500 円
	多目的室	1,200 円	1,200 円	1,200 円	1,200 円
むかいやま公	アマチュアスポーツ	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100円
園体育館	アマチュアスポーツ以 外(集会、講演会等)	9,670 円	9,670 円	9,670 円	9,670 円
	指定管理者が特に必要があると認める営利 使用の場合	35,470 円	35,470 円	35,470 円	35,470 円

備考

- 1 「体育室半面」とは、体育室の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 会議室使用の場合、机及び椅子は使用料に含む。
- 3 次に掲げる者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する中学生以下の者
 - (2) 市内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在学する者
 - (3) 指定管理者が前2号に準ずると認める者
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者

2 武道館

F /\			(午前)	(午後)	(夜間)	
	区分			9:00~ 13:00	13:00 ∼ 17:00	17:00~ 21:00
	1	I	1	15.00	17.00	21.00
生駒市		営利を目的とし	全面	2,400 円	2,400 円	2,400 円
武道館	古田佐田	ない場合	半面	1,200 円	1,200 円	1,200 円
	専用使用	指定管理者が特があると認める営 の場合		40,330 円	40,330 円	40,330 円
	個人使用			1人につき 100円	1 人 につき 100 円	1 人につき 100 円

備考

- 1 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に 相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者

3 グラウンド

区分	(午前)	(午後)	(夜間)	(夜間)
	9:00~	13:00~	17:00~	17:00~
	13:00	17:00	19:00	21:00
生駒市北大和グラウンド	1,300 円	1,300 円	500 円	

生駒市北大和野球場 生駒市井出山グラウンド	1,600 円	1,600 円		1,600 円
--------------------------	---------	---------	--	---------

備考 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

別表第3の6の表を削り、別表第3の5の表を別表第3の6の表とする。

別表第3の4の表中「午前(10:00~12:00)」を「(午前)10

 $:00\sim12:00$ 」に、「午後(13:00~17:00)」を「(午後)

13:00~17:00」に改め、同表を別表第3の5の表とし、別表第3の 3の表の次に次の1表を加える。

4 テニスコート

区分	9:00~	11:00~	13:00~	15:00~	17:00~	19:00~
	11:00	13:00	15:00	17:00	19:00	21:00
生駒市浄化センタ	1 コートに	1 コートに	1 コートに	1 コートに	1 コートに	
生制用存化セングーーテニスコート	つき	つき	つき	つき	つき	
ーノースコート	700 円	700 円	700 円	700 円	600 円	
イモ山公園テニス	1 コートに	1 フートに	1 コートに	1 フートに	1 コートに	
コート	つき		つき	つき	つき	
滝寺公園テニスコ	_	_	_	_		
- ⊦	1,200円	1,200円	1,200 円	1,200円	1,000円	
生駒市総合公園						
テニスコート	1 9. 17	1 - 1 17	1 9. 17	1 7. 17	1 コートに	1 717
生駒山麓公園テ				7	-	
ニスコート	つき	つき	つき	つき	つき	つき
むかいやま公園テ	1,200 円	1,200 円	1,200円	1,200円	1,200 円	1,200 円
ニスコート						

備考 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

別表第3の6の表の次に次の1表を加える。

7 附属設備

市長の定める額

第2条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第3条の5に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド 及び生駒市浄化センターテニスコート(以下これらを「利用料金対象体育施 設」という。)の管理をさせる指定管理者にあっては、前項第1号及び第3号 から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。

第8条の見出しを「(使用料及び利用料金)」に改め、同条第1項中「使用者」を「体育施設(利用料金対象体育施設を除く。)の使用の許可を受けた者」に改め、同条第2項中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 利用料金対象体育施設の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 第8条に次の3項を加える。
- 4 第2項の規定により納付された利用料金は、地方自治法第244条の2第 8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。
- 5 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金についてプリペイドカード又は定期利用券を発行することができる。
- 6 前項に定めるもののほか、プリペイドカード及び定期利用券の金額その他 これらの発行及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第9条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
- 第10条の見出しを「(使用料等の還付)」に改め、同条第1項中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の1項を加える。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部 又は一部を還付することができる。
 - 第16条中「使用料」の次に「及び利用料金」を加える。

別表第2の(2)の表中「奈良県生駒健民運動場」を「生駒市健民グラウンド」に改め、別表第2の(3)の表に次のように加える。

生駒市健民テニスコート	生駒市元町2丁目11番
-------------	-------------

別表第3の1の表備考第2項から第4項までの規定中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、別表第3の3の表中「生駒市北大和グラウンド」を

「生駒市北大和グラウンド イモ山公園グラウンド に改め、同表備考中「使用料」の次に「又は利むかいやま公園グラウンド」

用料金」を加え、同表に次のように加える。

生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド	1,300 円	1,300 円	1,300 円
生駒市小平尾南少年グラウンド	600 円	600 円	600円

別表第3の4の表中「生駒市浄化センターテニスコート」を

「生駒市浄化センターテニスコート 生駒市健民テニスコート に改め、同表備考中「使用料」の次に 「又は利用料金」を加える。

別表第3の7の表を別表第3の8の表とする。

別表第3の6の表中「奈良県生駒健民運動場夜間照明」を「生駒市健民グラウンド夜間照明」に改め、同表を別表第3の7の表とし、別表第3の5の表の次に次の1表を加える。

6 相撲場

区 分	(午前)	(午後)	(夜間)
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~19:00
生駒市総合公園相撲場	300 円	300 円	200 円

備考 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

第3条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「及び生駒市浄化センターテニスコート」を「、生駒市 浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール」に改める。 第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、生駒市井出山屋内温水プールに係る利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1に次の1表を加える。

(5) プール

名 称	位 置
生駒市井出山屋内温水プール	生駒市小平尾町956番地1

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第8条関係)

1 当日使用

区分	金額
プールのみ	1人につき 800 円以内
プール及びトレーニングジム	1人につき 1,200円以内

2 月間使用(技術指導有り)

区分	金額
プール、トレーニングジム及びスタジオ	1人につき 7,000円以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行ずる。
 - (1) 第2条の規定 平成22年4月1日
 - (2) 第3条の規定 教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市体育施設条例の規定は、平成22年4月

- 1日以後の体育施設の使用に係る許可及びその使用料について適用し、同日前の体育施設の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例第8条第5項のプリペイド カード及び定期利用券の発行は、平成22年4月1日前においても行うことが できる。
- 4 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、平成2 2年4月1日以後のイモ山公園グラウンド、むかいやま公園グラウンド、生駒 市総合公園グラウンド、生駒市健民グラウンド、生駒市小平尾南少年グラウン ド及び生駒市総合公園相撲場の使用に係る使用料について適用する。
- 5 前項に規定する使用料の徴収は、平成22年4月1日前においても行うこと ができる。
- 6 第3条の規定による改正後の生駒市体育施設条例の規定による生駒市井出山 屋内温水プールの月間使用の許可及び当該許可に係る手続は、附則第1項第2 号に規定する教育委員会規則で定める日前においても行うことができる。